

子どもの意見を聴くしくみづくりについて

1 実施目的(子どもの意見を聴く必要性)

18歳未満の子ども・若者の声も大切な市民の意見である。市内在住・在学の幅広い子どもたち(小学4年生～18歳までの約110,000人を想定)が、川崎市に対して想っていることや感じていることを把握するしくみを構築し、市政運営の参考意見とする。

また、子どもと市長をつなぐ架け橋をつくり、自分たちの声が尊重されていることを実感できる機会としても展開する。

2 本市における子どもの意見への対応、国の動き

(1)本市の取組

平成12(2000)年12月に、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの意見表明については、第15条「参加する権利」に基づき、「川崎市子ども会議」「子ども運営会議」「子ども運営委員会」など、さまざまな取組を実施してきた。

※「川崎市子ども会議」

- ・子どもが自分たちの手で子どもの権利や川崎のまちづくりなどについて検討し、川崎市に意見表明する取り組み。
- ・子どもの意見を表明する機会等を保障するとともに、子どもの意見を行政が聴く機会として実施している。

(2)国の動き

令和5年4月1日に「こども基本法」を施行し、全てのこどもについて、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会を確保する。

(参考)本市の主な広聴制度「市長への手紙」

- ・市民の声を的確に把握して、行政運営に役立てていくための広聴制度。現状は、ほぼ大人からの手紙となっており、10代未満、10代からの手紙は全体の約1～2%

3 子どもの意見を聴くしくみづくりに求められるもの

これまでの取組や国の動きを踏まえ、次の3つのポイントに重点を置いたしくみとする。

- ・子どもが市政に対して気軽に想いや考えを伝えることができるしくみ
- ・広く子どもの想いや考えを受け止め、市政運営の参考意見とができるしくみ
- ・子どもの意見に対する取組が見えるしくみ

新たに「子ども・若者の“声”募集箱～君のつぶやきをきかせて～」を設置

4 子どもの意見を聴く新たなしくみ

(1)意見聴取の方法

- ・市ホームページ上に「子ども・若者の“声”募集箱～君のつぶやきをきかせて～」(小学4～6年生向け・中高生向けの個別ページを作成)を設置する。
- ・GIGA端末(市立小・中・支援学校)のブックマークにも「子ども・若者の“声”募集箱」を登録し、投稿可能とする。

(2)対象学年の考え方

- ・市に対する意見を募る趣旨から、市やまちの課題を考える機会のある小学4年生からを想定

(3)寄せられた意見に対する子どもへのフィードバック

- ・市政運営の参考とすることを目的とした広聴制度のため、いただいた意見は個別に回答するのではなく、施策に反映された事例、検討しているプロセス、実施しているが子どもたちに伝わっていない取組などを市ホームページに掲載し適宜更新する。

(4)「川崎市子ども会議」との連携

- ・「子ども・若者の“声”募集箱」に寄せられた声から、テーマによって、「川崎市子ども会議」で取りあげるなどの連携を図る。
- ・「川崎市子ども会議」では、子どもの想いをさらに深掘りした上で、市民団体や企業等にも、その声を共有し、子どもと大人が相互理解を深めながら、一緒に取り組むことをめざす。

5 事業実施スケジュール

試行期間：令和4年12月～令和5年5月 (検証期間：6月～7月)

本格実施：令和5年9月～

	令和4年 11月	12月	1月	2月	3月	令和5年度 4・5月	6・7月	8月	9月
しくみ づくり					12月から意見募集の試行実施 ※約6か月の試行実施の中で、適宜改善		検証 作業	最終 調整	本格 実施
運用							市長報告及び庁内共有を定期的に実施		
広報	・委員会報告 ・報道投込		市政だより による広報				定期的に市ホームページを更新し、 子どもたちへフィードバック		

子どもの意見を聴くしくみづくりについて（全体フロー図）

